

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 都市計画事業の認可(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………二
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)……………二
- 昭和五十九年東京都告示第三百四十号(肥料取締法による肥料の施用上の注意等の表示をすることを命ずる事項)の一部改正……………(産業労働局農林水産部畜保健衛生所)……………三
- 東村山市議会議員選挙における選挙の効力に関する……………

告 示(選)

○東村山市議会議員選挙における選挙の効力に関する……………

る審査申立てについての裁決……………三

○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………八

告 示(公)

○技能検定員審査の実施……………八

○教習指導員審査の実施……………九

告 示(消)

○たき火禁止区域の指定……………一〇

公 告

○開発行為に関する工事完了……………

○(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二

○(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………二

告 示

●東京都告示第千五百九十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十一月六日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 品川区及び大田区

二 検査対象 非自動車ばかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 平成二十七年十二月七日から平成二十八年二月二十九日まで(東京都の休日に関する……………)

条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の検査機関の名称

●東京都告示第千六百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 足立区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業足立第二・二種類及び名称 ・百五十一号新田一丁目公園

三 事業施行期間 平成二十七年十一月六日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 足立区新田一丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第千六百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第八十七号玉川台二丁目緑地

三 事業施行期間 平成二十七年十一月六日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 世田谷区玉川台二丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千六百二二号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年十一月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 日時 平成二十七年十一月十七日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社BLOOM

(二) 代表者氏名 代表取締役 黒川 友太

(三) 主たる事務所の所在地 新宿区新宿二丁目十二番十六号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五四二二二号

(五) 免許年月日 平成二十五年五月三十一日

●東京都告示第千六百三三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称 京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間 平成二十三年三月八日から平成二十八年十二月三十一日まで

三 施行地区 大田区蒲田四丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 大田区蒲田四丁目十六番二号 平成二十三年三月八日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 平成二十七年十一月六日

●東京都告示第千六百四四号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

東京都多摩建築指導事務局長

金 子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 平成二十七年十月二日 国立市西三丁目一番五十五の 一部 延長 八・七一 幅員 四・九八 〓 五・〇〇

●東京都告示第千六百五五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

東京都多摩建築指導事務局長

金 子 博

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路 平成二十七年十月一日 昭島市中神町字西武蔵野千三百九十四番三十二、同番三十三及び千四百番三十の各一部 延長 七・八五 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千六百六六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類
変更年月日
変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十七年十月十三日
第一項第五号 日
の規定による道路
小金井市前原 延長 一四・三〇
町五丁目千六百四の一部 幅員 四・〇〇

●東京都告示第六百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類
変更年月日
変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十七年十月十三日
第一項第五号 日
の規定による道路
小平市大沼町 延長

第二項の規定による道路 年十月六日
七丁目百六番 四二・一五
十六、同番二 幅員
十二、同番四 四・〇〇
十五、同番四
十六、同番四
十八の各一部
並びに同番四
十九、三百九
十七番二十六
の一部及び同
番二十六地先

●東京都告示第六百八号

昭和五十九年東京都告示第三百四十号(肥料取締法による肥料の施用上の注意等の表示を命ずる事項)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月六日

東京都知事 外 添 要 一

表中

4 動物由来たん白質(飼料及び飼料系飼料の成分規格等に関する法令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の2の(1)の7、イ又はロに定めるほ乳動物由来たん白質、家禽由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。)が原料として使用された普通肥料(白に掲げるものを除く。)	この肥料には、動物由来たん白質が入っています。この肥料は、家畜等にのみならず、家庭用にも使用していただけます。
---	---

5 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っています。この肥料は、牛由来たん白質が主成分として、家庭用にも使用していただけます。
-------------------------	---

に改める。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百十四号

平成二十三年四月二十四日及び平成二十七年四月二十六日にそれぞれ執行の東村山市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

平成二十七年十一月六日

東京都選挙管理委員会

27選選第290号

審査の申立ての要旨

裁 決 書

東京都東村山市萩山町5丁目6番地19-507

審査申立人 矢野 徳積

東京都東村山市諏訪町1丁目2番地7

審査申立人 朝木 直子

東京都東村山市野口町2丁目12番地15-108

参 加 人 石橋 博

上記審査申立人両名（以下「申立人」という。）から平成27年8月31日に提起された、平成23年4月24日及び平成27年4月26日にそれぞれ執行の東村山市議会議員選挙（以下、平成23年4月24日執行の東村山市議会議員選挙を「前回選挙」といい、平成27年4月26日執行の同市議会議員選挙を「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件審査の申立てのうち、前回選挙における当選の効力に関する審査の申立てを却下する。
- 2 本件審査の申立てのうち、本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを棄却する。

第1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が本件選挙における石橋博（以下「石橋」という。）の当選の効力に関し不服があるとして、平成27年5月1日に東村山市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、市委員会は、同年8月5日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、前回選挙及び本件選挙における石橋の当選を無効とする裁決を求めるものである。

第2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、おおむね次のとおりであると認められる。

- 1 原決定において市委員会が行った石橋に係る住所認定の判断は、最高裁判所大法廷昭和29年10月20日判決等の判例の示した住所認定に係る基準に違反し違法、無効であるから、原決定は取り消されるべきである。
- 2 最高裁判所大法廷昭和29年10月20日判決等の判例が示した住所認定に係る基準をもとに、石橋に関する具体的事案を整理すると、以下の事実からも、石橋には前回選挙及び本件選挙の被選挙権の要件となる住所、すなわち「生活の本拠」が東村山市内にあるとはいえない。
 - (1) 最高裁判例の基準によれば、石橋が東村山市廻田町4丁目3番地ハイツカヨシ103を生活の本拠にしていたとの主張には、根拠がない。一定の場所が生活の本拠に当たるか否かは、住居、職業、生計を一にする配偶者その他の親族の存否、資産の所在等の客観的事実に、居住者の言動等により外部から客観的に認識することができる居住意思を総合して判断するのが相当である。
 - (2) 公職選挙法第9条第2項は、年齢満20年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者に被選挙権を認めて、継続居住要件を定めている。石橋は、被選挙権を得ることを目的とした住民登録の移動は禁止されていない旨主張するが、これは公職選挙法第9条第2項の継続居住要件を否定するものであって、同項に違反しており、前回選挙及び本件選挙で石橋を当選

としたことは違法で無効である。

石橋は、本件異議申出の審理に提出した意見書において、妻との実質一体の生活を自白し、東村山市議会議員として活動するただけに一時的に東村山市廻田町4丁目3番地ハイツタカヨシ103を賃借し単身赴任し続けていることを自認しているから、東村山市議会議員に立候補することだけを目的として東村山市廻田町に単身転入したことを自白しているというべきである。

よって、平成22年12月2日に市委員会が行った選挙人名簿の登録が有効であることを前提に石橋を当選人と定めた選挙会決定及び原決定は、判例で示された住所の認定基準に違反するものであり、違法、無効であることは明らかである。

裁 決 の 理 由

第1 主文1について

1 申立人は、本件審査の申立てにおいて、本件選挙だけでなく、前回選挙についても、選挙会が石橋を当選人と定めたことが無効である旨の申立てをしている。しかし、前回選挙の当選の効力に係る審査の申立ては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第206条第1項の規定による適法な異議の申出及びこれに対する市委員会の決定を受けておらず、他の点を検討するまでもなく不適法な審査の申立てであることが明らかである。

2 よって、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第1項の規定に基づき、当委員会は、主文1のとおり裁決する。

第2 主文2について

当委員会は、本件審査の申立てのうち、本件選挙において石橋を当選人と定めた選挙会決定及び原決定の取消しを求める審査の申立てについては、形式的要件を備えた適法なもの認め、これを受理し、市委員会からは弁明書及び関係資料の提出を受けるとともに、石橋が本件審査の申立ての審理手続に参加することを許可し、慎重かつ厳正に審理した。

その結果は以下のとおりである。なお、市委員会から提出された弁明書の副本を申立人に送付したが、申立人からこれに対する反論書は提出されなかった。

1 本件審査の申立てに至るまでの経緯と前提事実

(1) 石橋は、平成22年9月1日をもって東京都東大和市から東京都東村山市廻田町4丁目3番地3 ハイツタカヨシ 103(以下「市内ハイツタカヨシ」という。)に転入した旨を、同日中に東村山市に届け出た。

(2) 市委員会は、公選法第22条第1項の規定に基づき、平成22年12月2日に石橋を東村山市の選挙人名簿に登録した。その後、石橋は、平成23年4月24日執行の東村山市議会議員選挙に立候補し、同月25日に当選の告知を受けた。

(3) 申立人は、平成26年11月4日付で、市委員会に対し、公選法第29条第2項の規定に基づき、石橋の選挙人名簿からの登録抹消を求める申入書(以下「登録抹消請求」という。)を提出し、市委員会は、これを受理した。市委員会は、申立人からの登録抹消請求に基づき、石橋の住所について調査した結果、同年12月3日付で「調査対象者は現住所に居住しているものと判断した」との決定をし、その旨を申立人に対し通知した。

(4) 市委員会は、平成27年4月18日に公選法第22条第2項の規定に基づき、本件選挙の選挙人名簿の選挙時登録を行った。

(5) 石橋は平成27年4月19日に告示された本件選挙に立候補し、同選挙は同月26日に執行され、同日、投票票が行われた結果、選挙会は、石橋を当選人と定めた。

(6) 申立人は、平成27年5月1日付で、市委員会に対し、本件選挙における石橋の当選の効力に関し本件異議申出を提起し、市委員会はこれを受理した。市委員会は、本件異議申出を受けて、平成27年5月15日付で、石橋に対し、同人の当選の効力に関する異議申出があった旨を告知した。石橋は同月26日付で市委員会に対し参加許可申請書を提出し、市委員会は、同年6月2日付でこれを許可した。

(7) 市委員会は、本件異議申出を審理した結果、平成27年8月5日付でこれを棄却する内容の原決定をし、決定書を申立人宛てに発送するとともに、その内容を公選法第215条の規定に基づき告示した。同決定書は、同月17日に申立人に到達した。

(8) 申立人は、原決定を不服として、平成27年8月31日付で当委員会に対し本件審査の申立てを提起したが、公選法第216条第2項において準用す

る行政不服審査法第15条第1項が規定する審査申立書の必要記載事項に不備があり、当委員会は申立人に補正を求めたところ、申立人が補正したため、これを受理した。

2 当委員会の判断

(1) 公選法第9条第2項には、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の要件として、国籍及び年齢に関する要件に加えて、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことが要件として規定され、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有する旨が規定されている。

したがって、本件選挙の被選挙権を有する旨が規定されている平成27年4月26日までの3か月間、すなわち同年1月26日から同年4月26日までの間（以下「当該期間」という。）、引き続き東村山市内に住所を有する者でなければならぬ。

(2) ここで「住所」とは、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決されるべきものである（最高裁判所昭和35年3月22日判決、最高裁判所平成9年8月25日判決等）。

なお、判例では、公選法における選挙権及び被選挙権の有無を決する要件である住所の認定基準について、本人の意思を他の諸般の事情とともに補足的に考慮することは認められているところである（最高裁判所昭和32年9月13日判決、大阪地方裁判所平成2年10月30日判決）。

(3) ア これを本件についてみると、前記1(1)及び(2)記載のとおり、石橋は、平成22年9月1日に市内ハイテクカヨシに東大和市の前住所から転入した旨の届出を行い、その後、前回選挙に立候補して当選し、4年間の任期を満了していることが認められる。また、石橋は同住所により前回選挙及び本件選挙の立候補の届出を受理され、選挙会においても、被選挙権を有する者として当選の決定を受けている。

イ 市委員会は、原決定において、調査の結果、石橋の住所は当該期間において一貫して東村山市にあると認定しているが、申立人は、平成23年4月24日執行の前回選挙後もパス等を利用して家族の住む前住所に赴くところをたびたび目撃されているなどとして、石橋の住所は前住所にある旨を主張する。

しかし、本件においては、前記アのとおり、石橋は、既に平成23年4月24日執行の東村山市議会議員選挙に立候補、当選し、4年間の任期を満了して、更に本件選挙にも立候補、当選していることが認められるから、申立人が、石橋に本件選挙に係る被選挙権の要件である公選法上の「住所」がないことを理由に原決定の取消しを求めるなら、石橋の生活の本拠が東村山市にないことを合理的に認めるに足りる客観的な証拠をもって立証する必要があるというべきである。

なぜなら、地方自治法（昭和22年法律第67号）第127条は、普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者等であるときはその職を失うとして、被選挙権の有無については、一定の場合を除き、議会がこれを決定すると規定しており、この被選挙権の有無の決定には、住所要件の認定についても含まれているところ、石橋は平成23年4月24日執行の東村山市議会議員選挙に立候補して当選し、4年間の任期を満了するまで議員活動を継続しており、この間、東村山市議会が石橋について地方自治法第127条に該当すると判断した事実はいくなく、この事情は、本件審査において、当該期間における石橋の住所を認定する際にも付随事情として考慮されてしかるべきだからである。

ウ したがって、本件審査の申立ての争点は、平成27年1月26日から同年4月26日までの当該期間中、石橋が継続して東村山市に住所を有していたか否かであるが、申立人においては、石橋に本件選挙の被選挙権がないことを理由に当選の効力を争うなら、少なくとも、当該期間中、石橋に東村山市における生活の本拠がなかったことについて、前記ア及びイで指摘した点を踏まえた立証をする必要があるというべきである。

この点、申立人は、判例で示された基準を引用して、石橋の生活の本拠が前住所の東大和市である等と主張しているが、いずれも判例で示された住所の要件を独自に解釈、適用して、当該期間中、石橋の生活の本拠が東村山市にないことを主張するにすぎないものであって、合理的かつ客観的根拠に基づいた主張とは認められない。

すなわち、例えば、申立人は、石橋の家族である配偶者及び子が東大和市に居住し、東村山市の住民基本台帳に記録されている石橋とは別居している点をとらえて、石橋の生活の本拠は東村山市にない等と主張しているが、家族と別居していることのみをもって、その他の事情を考慮せずに、石橋の生活の本拠が東村山市にないことを判断することはできない。

この点について、申立人は、本件異議申出書において、石橋が東大和市内の別居中の家族の住居にバス等で向かう姿を「たびたび目撃されているなど主張しているが、その目撃の主体、時期、頻度等が明確ではなく、それを裏付ける合理的な根拠は何ら示されていないから、申立人の主張を採用するには不十分といわざるを得ない。また、本件異議申出の審理において石橋が市委員会に提出した意見書には、東大和市内の病院に月1回程度通院し、その際に妻子の元に立ち寄っていること等が記載されており、申立人は、本件審査申立書において、これを自らの主張の根拠として引用しているが、この意見書の内容が事実であるとしても、これをもって石橋の生活の本拠が東村山市内にはないと合理的に認定する根拠とはなりえない。

その他、申立人は、石橋は、東村山市議会議員選挙に立候補するためだけに、形式的に東村山市に住民登録したにすぎず、公選法第9条第2項に違反することも主張している。

しかし、特定の地方公共団体の議会議員選挙への立候補を目的として当該地方公共団体に転入することは、公選法その他の法令上禁止されておらず、特定の地方公共団体の議会の議員になろうとする者は、公選法及び地方自治法の規定する住所要件を満たさなければならないのであるから、東村山市への転入の目的の如何をもって、当該期間に石橋の生活の本拠が東村山市になかったことの根拠とすること自体失当というべきである。

なお、本件審査の申立ての審理において当委員会に提出された資料によれば、石橋は、東村山市における住民基本台帳上の住所について、固定電話、電気及びガスなど継続的生活の基本となる公共料金等の継続的な使用実績が認められるとともに、これに伴う支払いも石橋の名義でなされていることが認められる。また、市委員会が、申立人からの登録抹消請求を受けて、住民基本台帳登録上の調査及び平成26年11月に3回にわたって実施した石橋宅の現地調査等の結果を併せ検討した上で石橋の居住実態が市内ハイツカヨシにあることを確認したこと、さらに本件異議申出の提起後の平成27年6月15日にも現況調査を実施して、市内ハイツカヨシの管理人等から石橋の居住状況について聴取を行い、同人の居住実態を確認したことが認められる。

これらの事情を併せ考慮するなら、仮に、石橋が家族と別居しているとしても、当該期間を含めて石橋の生活の本拠は継続的に東村山市にあった

と認められ、これに反する事情は認定できないというべきである。

市委員会は、本件異議申出を受け、申立人の主張、調査結果、利害関係人として本件異議申出の審理手続に参加した石橋の意見書及び公選法で規定される被選挙権の要件となる住所の認定に関する資料を総合的に判断した結果、当該期間における石橋の住所は東村山市にあるとして、本件異議申出を棄却する内容の原決定をしたものと認められる。

そして、以上のとおり、当委員会が総合的に判断しても、原決定は、法令の規定に従って適正になされているというべきであり、申立人の主張には理由がない。

(4) その他、原決定に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、申立人の本件審査の申立てにおける主張はいずれも理由がなく、本件異議申出を棄却した市委員会の原決定は正当であり、これを取り消す理由がない。

よって、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法第40条第2項の規定に基づき、当委員会は、主文2のとおり裁決する。

平成27年10月28日

東京都選挙管理委員会

委員長 尾崎正一

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第百十五号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

平成二十七年十一月六日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成27年10月21日	杉並区選挙管理委員会	産業商工会館（講堂）	杉並区阿佐谷南三丁目2番19号

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第372号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月6日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査
- (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 牽引^引免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

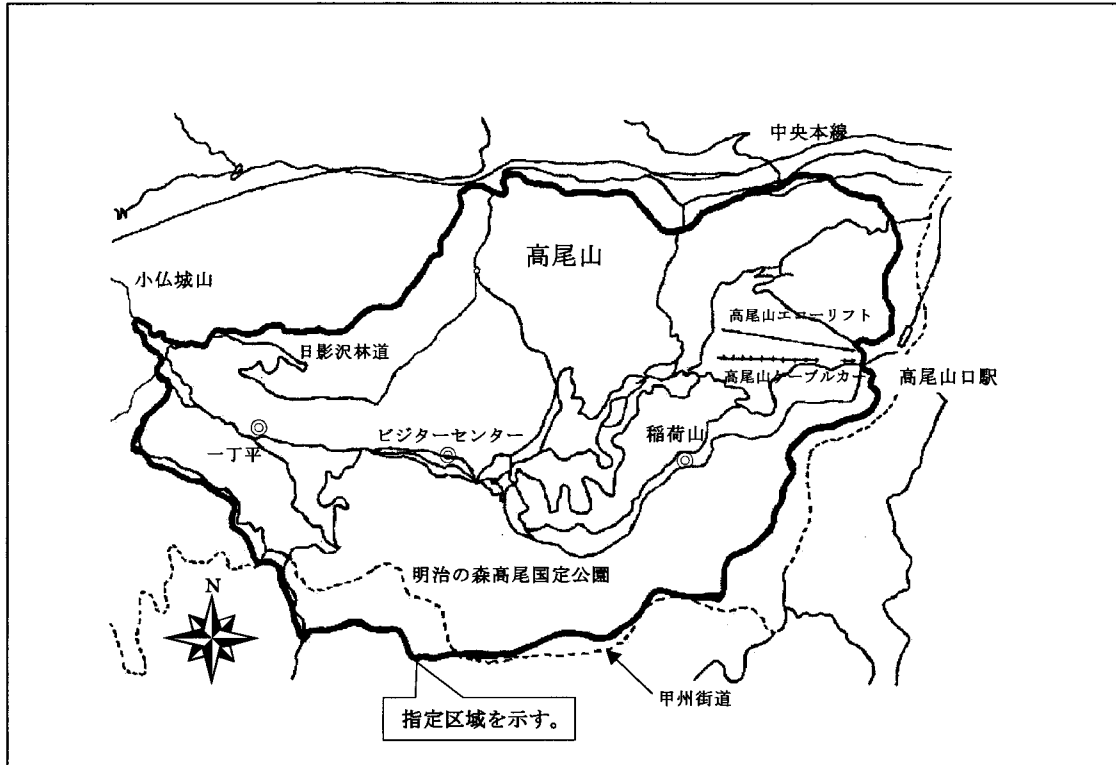
3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識

<p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成27年12月7日(月曜日)から同月11日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成27年11月19日(木曜日)及び同月20日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一</p>	<p>丁目12番5号)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年11月11日(水曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,450円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(4) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p>	<p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03(6717)3137 内線5283</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第373号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年11月6日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p>
<p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成27年11月19日(木曜日)及び同月20日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一</p>	<p>大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,450円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(4) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p>	<p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03(6717)3137 内線5283</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第373号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年11月6日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p>
<p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成27年11月19日(木曜日)及び同月20日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一</p>	<p>大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,450円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(4) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p>	<p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03(6717)3137 内線5283</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第373号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年11月6日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p>

<p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成27年12月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p>	<p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成27年11月19日（木曜日）及び同月20日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年11月11日（水曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には14,950円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>(2) 服装</p>	<p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (6717) 3137 内線5283</p> <hr/> <p style="text-align: center;">告 示 (第)</p> <hr/> <p>●東京消防庁告示第7号</p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、たき火禁止区域を次のように指定する。</p> <p>平成27年11月6日</p> <p style="text-align: center;">東京消防庁 消防総監 高 橋 淳</p> <p>1 指定区域</p> <p>八王子市高尾町、裏高尾町及び南浅川町（明治の森高尾国定公園指定区域に限る。）の区域（別図の太線内の部分）</p> <p>2 指定日時</p> <p>平成27年12月31日午前10時から平成28年1月3日午後3時まで</p>
--	---	--

別図



公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

平成二十七年十一月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

羽村市五ノ神二丁目五番六か 青梅市野上町二丁目二百五
 ら同番九まで、同番十三、同 十番地八
 番十四及び同番二十一 株式会社山一建設
 代表取締役 山野井信夫

争議行為の予告について

全国一般労働組合全国協議会東京東部労働組合執行委員
 長菅野存から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年十月
 二十六日にあつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十
 一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づ
 き、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

手当カットの復元、作業員数の復元等の要求に関する

件

二 日時

平成二十七年十一月八日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社全浴 練馬区東大泉二丁目十一番六号

東京レールセンター 江東区塩浜二丁目十八番十四号

四 種類

全ての組合員、または一部組合員によるストライキ、もしくは怠業その他あらゆる形式の争議行為を実施する。
(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年十月二十九日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

労働条件改善、賃金と雇用の確保等の要求に関する件

二 日時

平成二十七年十一月九日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

日本医科大学附属病院 文京区千駄木二丁目一番五号

日本医科大学多摩永山病院 多摩市永山一丁目七番地

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上

原文のまま掲載)

争議行為の予告について

精神医学研究所労働組合執行委員長諸永政廣から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年十月二十九日であったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

秋年末一時金の大幅獲得等の要求に関する件

二 日時

平成二十七年十一月九日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

精神医学研究所附属東京武蔵野病院 板橋区小茂根四丁目十一番十一号

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

